

平成 29 年度

名張養護学園事業計画

平成 29 年 4 月

名 張 養 護 学 園

名張厚生協会の理念

社会福祉法人 名張厚生協会は「人としての尊厳」を尊重し、
事業を利用する方々が、
社会的・経済的・精神的に「自立した生活を送ること」、
そして「生きがいをもって生きること」ができるよう、
法人が築き上げてきた知識、技術、倫理、社会性を発揮し、支援します。
また、安心して適切な福祉サービスの提供と効率的な経営を行い、
地域福祉の向上に貢献します。

名張養護学園の基本理念

**「すべての人を尊重し、
児童の最善の利益を守り、
より積極的に支える」**

未来に羽ばたく夢と力を育む 笑顔あふれる暮らし

名張養護学園は、子ども達が仲良く、楽しい日々を送る笑顔あふれる暮らしの場です。ここに暮らす一人ひとりの子ども達は、愛され、人として尊重されます。そして、子ども達は、お互いを思いやり、学園がより住みやすくなるよう年齢や能力に応じて様々な役割を果たします。子ども達が、勉学や日々の生活をとおして様々な経験を積み、困難を乗り越える意志と勇気、生活を豊かにする感謝の心や友情など、大きな夢を胸に未来に向かって羽ばたく、その力を育みます。

1. 安心で快適な暮らしの場づくり

子ども達が家庭的な雰囲気の中で愛され、心身ともに健やかに暮らし、成長することができる安全で快適な生活環境を創造します。

2. 未来を拓く「生きる力」の育成

一人ひとりの主体性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を身につけるとともに、勉学やスポーツ、生活体験等を通して自立した生活を営むために必要な知識や意欲など生きる力を育みます。

3. 人を思いやる心豊かな人づくり

子ども達が生きがいを持ち、幸せな人生を築いていけるよう、健全な自尊感情や他者を思いやる精神など、豊かな人間性や社会性を育みます。

4. 地域に根ざし、貢献する施設づくり

行政、学校、地域、福祉団体など多様な主体との連携を強化し、子ども達の生活課題に対して総合的な支援が行えるようにします。さらに、名張養護学園の特性や専門性を生かして、地域社会の一員として地域福祉活動を積極的に推進するなど、地域貢献に努めます。

5. 人が輝く活力ある職場づくり

一人ひとりの職員が使命と誇りとやりがいを感じ、生き生きと働く活力ある職場を創造します。また、マネジメント機能の充実を図り、職員参加のもとに適正かつ健全な施設経営を行います。

目 次

平成 29 年度名張養護学園事業計画

I 計画の体系	・・・・・・・・	4
II 重点取組	・・・・・・・・	5
III 事業計画	・・・・・・・・	6
1. 安心して快適な暮らしの場づくり		
(1) 安心な生活環境	・・・・・・・・	6
(2) 権利擁護	・・・・・・・・	6
(3) 健康づくり	・・・・・・・・	7
(4) 家庭的で快適な生活環境の創造	・・・・・・・・	7
(5) 事業の充実	・・・・・・・・	8
2. 未来を拓く「生きる力」の育成		
(1) 生活能力の向上	・・・・・・・・	9
(2) 体力・学力の向上	・・・・・・・・	9
(3) 進路指導	・・・・・・・・	10
(4) 退所後の支援（アフターケア）	・・・・・・・・	11
3. 人を思いやる心豊かな人づくり		
(1) 社会規範の理解	・・・・・・・・	12
(2) 心の教育	・・・・・・・・	12
(3) 家族との交流・連携	・・・・・・・・	13
4. 地域に根ざし貢献する施設づくり		
(1) 地域交流の促進	・・・・・・・・	14
(2) 地域貢献	・・・・・・・・	14
5. 人が輝く活力ある職場づくり		
(1) 働きやすい職場づくり	・・・・・・・・	16
(2) 人材の確保、育成	・・・・・・・・	16
(3) 革新的な職場風土の形成	・・・・・・・・	17

平成 29 年度 名張養護学園事業計画

名張養護学園は、平成 27 年 6 月にユニット型の新しい園舎が完成し、それまでの大舎制の仕組みや体制を見直し、家庭的な環境の中で安定的な人間関係の形成を図りつつ、ユニットケアの充実に取り組んできました。平成 29 年度からは、調理業務の委託を終了し、ユニットでの調理をスタートします。これに合わせて、職員体制もユニットを中心に編成するなど、全面的にユニット体制へ移行します。


また、わが国の社会的養護の動向をふまえつつ、地域小規模児童養護施設「若葉」の移転、ファミリーホーム「名張」の安定的な運営を確保するための体制やあり方など、今後の事業展開を明確にし、具体化に向けた取り組みを進めていく必要があります。さらに、社会福祉法人の使命や役割を踏まえつつ、児童家庭支援センターの機能の向上を図り、地域の児童福祉のニーズに対応した在宅サービスの拡充や相談支援の充実を図らなければなりません。

現在、国では平成 28 年の児童福祉法の改正を踏まえて、新しい社会的養護のあり方の検討が進められています。また、社会福祉法の改正に基づく社会福祉法人改革など、名張養護学園を取り巻く情勢や課題を踏まえつつ、基本目標に掲げる「未来に羽ばたく夢と力を育む 笑顔あふれる暮らし」の実現を目指し、重点的かつ計画的に事業を展開します。

I 計画の体系

基本目標

「未来に羽ばたく夢と力を育む 笑顔あふれる暮らし」

- 
1. 安心して快適な暮らしの場づくり
 2. 未来を拓く「生きる力」の育成
 3. 人を思いやる心豊かな人づくり
 4. 地域に根ざし、貢献する施設づくり
 5. 人が輝く活力ある職場づくり

II 重点取組

平成29年度の重点取組を次のとおり定め戦略的に事業を展開します。

1. ユニットケアの充実

ユニットを中心とした運営の確立

- ユニットでの調理実施
- ユニットを単位とする事業の充実

安定的な人間関係の形成

- ユニットを中心とした職員体制の整備
- ユニット会議・ケース会議の充実

2. 地域分散の推進と新たな事業展開

施設の地域分散など

- 若葉の移転推進
- ファミリーホームの体制整備

中期ビジョンの明確化

- 自立援助機能等の充実等中期ビジョンの策定

3. 支援の質の向上

自立支援計画等の充実

- 策定スキルの向上と計画管理の充実
- 養育プログラムの策定

生活体験事業の充実

4. 在宅支援の充実

地域交流の充実

- がくえん祭り等の充実
- 周辺地域美化活動の充実

在宅支援事業の充実

- 児童家庭センター相談機能充実
- 子育てサロン等地域福祉活動の充実

Ⅲ 事業計画

1. 安心して快適な暮らしの場づくり

(1) 安心な生活環境

①安全教育の推進

- ・子ども達の年齢や能力に応じて自分の身を守れるよう交通安全、防火、その他事故防止についての知識や方法を様々な機会を通じて指導します。
- ・秩序ある穏やかな日常生活が送れるよう、適切な声掛けや指導を行い社会の規範やルールについて理解を深められるようにします。

②危機管理体制の充実

- ・危機管理マニュアルに基づき危機の予防及び回避、危機の拡大防止や再発防止等の取組みを組織的に推進するため、危機管理体制を充実します。
- ・ヒヤリハット活動、施設内外の危険個所の点検など、日常的に事故防止や防災の取組みを行います。
- ・危機管理に関する職員研修、火災や地震など非常時の避難訓練等を定期的を実施し、児童と職員の防災意識の向上を図るとともに、いざという時の避難、救出、応急対策などが適切に行えるようにします。
- ・日頃から行政、警察、消防、地域住民等との連携を密に行い、危機発生時における関係機関との協力・連携体制の構築に努めます。

(2) 権利擁護

- ・学園の理念と基本目標を全職員が共有し、子ども達の最善の利益を目指して施設運営や様々な事業を推進するとともに、子ども達の人権を尊重し、健全に成長していきけるよう適切な養育に努めます。
- ・子ども間の暴力やいじめ、差別が生じないように日頃から指導を徹底するとともに、他者に対する思いやりや権利を守る事の大切さを学べるようにします。併せて、子ども達が自分自身を守るためのスキルを学ぶ機会を設けるなど、権利擁護に施設全体で取り組みます。
- ・意見箱の設置やコーヒータムでの話し合いを通して、学園のルールや事業の検討に子ども達が参加できる機会を確保し、子ども達の意見を反映して施設運営や業務の改善に努めます。また、子ども達の意向に沿うことが子ども達の利益に反する場合には、子ども達の利益を優先した適切な対応を行い、子ども達に必要な説明と指導を行います。
- ・適正な情報管理を行うとともに職員のプライバシーに対する意識の向上を図り、子ども達やその家庭の情報などのプライバシーの保護に万全を期します。
- ・子ども達に入所時などに養育・支援の内容や学園のルールなどを分かりやすく説明し安心して生活が営めるようにするとともに、「権利ノート」などにより子ども達の

権利を説明し、権利や義務をわかりやすく理解できるようにします。

- ・子ども達に対する暴力や暴言など不適切な関わりを根絶するため権利擁護や人権に係る研修を積極的に受講できるようにします。

(3) 健康づくり

①保健・衛生

- ・子ども達が発達段階に応じて、健康を自己管理できるよう、自身の体重や平熱など健康に関心を持つとともに、身体の清潔の保持、洗面、歯磨き、睡眠、食事などの基本的な生活習慣などが身につくよう必要な支援を行います。
- ・寝具、衣服などを清潔に保つとともに、食品の管理、リビングやキッチン、トイレのなどの衛生管理を徹底します。さらに、手洗いやうがいの励行など食中毒や感染症など疾病予防に努めます。
- ・子ども達が運動習慣を身につけられるようスポーツ少年団や学校の部活動を奨励します。また、ハイキングやひなち湖マラソンへの参加などスポーツの楽しさを体験できるようにします。
- ・日頃から嘱託医をはじめとする医療関係者や学校との連携を密にし、予防接種の確実な実施をはじめとして、必要に応じて医療に関する相談や診療など適切な医療サービスが受けられるようにします。

②食生活の充実

- ・これまでの本園における給食の業務委託を終了し、職員による各ユニットでの調理をスタートし、子ども達とふれあいながら食についての関心や理解が深まるようにします。
- ・年齢など発達段階に応じて健全な食習慣が身につくよう食育を推進します。また、児童の希望を踏まえつつ、栄養バランスのとれた適切な食事の提供に努めるとともに、児童の好みによる食器の選択やBGMを流すなど楽しい雰囲気の中で食事ができるようにします。

(4) 家庭的で快適な生活環境の創造

①快適な生活環境の創造

- ・子ども達が清潔で心地よい居住環境のなかで生活を営むことができるよう、子ども達の参加を促しながら、施設内外の美化活動を積極的に行います。
- ・年齢に応じて子ども達が自分の居室を清潔に保ち、快適に生活できるよう、居室の整理整頓、清掃などを習慣づけるようにします。
- ・草花の栽培など緑化活動を推進するとともに、季節に応じてガーデンファニチャーやイルミネーションを設置するなど、花いっぱい潤いのある生活環境づくりを進めます。

②ユニットケアの充実

- ・安定的な人間関係を形成するとともに一人ひとりの児童の特性や状態、希望に応じたきめ細かな支援を行うため、ユニットを中心とした運営や職員体制の充実に努

めます。また、各ユニットでの本格的な調理をスタートします。

- ・家庭的な雰囲気の中で児童が憩い、楽しく過ごせるよう各ユニットのリビングの家具什器、設備、装飾に工夫を凝らすなど生活環境の向上を図ります。

③小規模化・地域分散のさらなる推進

- ・伊賀地域における児童養護施設のバランスある配置を進めるため、地域小規模児童養護施設「若葉」の伊賀市への移転を進めます。若葉の移設後の建物については、将来の事業展開の方向性やあり方を総合的に検討し、効果的に活用します。

④ファミリーホームの充実

- ・児童との安定的な人間関係を構築し、質の高い家庭養育を推進するため、豊かな生活体験を経験できるよう努めるとともに、中長期的な展望のもとに家庭養育を適切に推進するための職員体制を整備します。
- ・一般家庭と同様に、地域活動や行事に積極的に参画するとともに地域の一員としての役割を果たすなど、地域に密着した施設運営を行います。

(5) 事業の充実

- ・社会的養護の動向や地域における児童福祉に係るニーズを調査、分析し、地域の中で名張養護学園が果たさなければならない役割を念頭に、児童の自立支援機能や在宅支援機能の充実を図るため、中長期的な観点から新たな事業展開や施設整備のあり方を明らかにします。

2. 未来を拓く「生きる力」の育成

(1) 生活能力の向上

①質の高い支援

- ・子ども達の自立や自己実現を図るため、主体的な活動や行動を重視し、支援します。また、一人ひとりの個性や特性、希望に応じたきめ細かな養育を効果的に進めます。
- ・自立支援計画の策定スキルの向上や策定プロセスの充実、継続的な計画内容の評価、改善に取り組み、質の高い支援が計画的に行えるようにします。また、養育プログラムを作成し、年齢などに応じて様々な生活体験を積み、生活能力の育成を効果的に進めるようにします。
- ・施設特有の様々な決まりや慣習を見直すなど、児童が「あたりまえの生活」が送れるよう施設運営や支援内容の改善に取り組みます。
- ・関係機関と連携し様々な地域資源を活用して児童に対する支援を総合的かつ効果的に進めるようケアワークに加えてソーシャルワーク機能の充実を図ります。

②食育

- ・子ども達が食材の買出し、調理、後片づけなどを職員とともに進める経験を持つよう努め、普段の生活をとおして、食に関する知識や経験を積み、健全な食習慣を身に付けられるようにします。
- ・食事をとおして食文化を学ぶよう季節や行事を踏まえて献立に工夫を凝らすとともに、バーベキューや餅つき大会を開催するなど「楽しく、おいしい食事」が提供できるよう積極的に取り組みます。
- ・食事の楽しみ、栄養バランスなど食事に関する知識、季節や行事などに応じた伝統的な料理などの食文化、農作物などの食材や調理への関心、調理してくれた人への感謝などが身につくよう食育を推進します。

③生活能力の向上

- ・子ども達の発達段階に応じて、食事、入浴、睡眠などの基本的な生活習慣、季節や生活場面に応じた衣服の選択や清潔の保持などの衣生活、居室や身の回りの整理、清掃等の住生活など生活を営む上での基本的な知識、スキルが身につけられるようにします。
- ・子ども達が自分でできることは出来る限り自分でできるようにするとともに、自身の希望や好みによって適切に衣服や生活用品を選択できるようにします。
- ・日々の生活をとおして公共交通の利用、地図の活用、買物や金銭管理、調理器具や刃物の使い方の習得など、様々な生活体験を積めるよう支援します。
- ・子ども達が日頃体験することが少ないことがらを経験できるよう季節に応じたレジャーやイベント、市外での買い物や外食など生活体験学習を充実します。

(2) 体力・学力の向上

①学習指導の充実

- ・子ども達の年齢や意欲に応じて段階を追って学習習慣を身につけられるよう、子ども達の状態や意欲に配慮しながら、日々の学習スケジュールを立てられるように支援します。
- ・学校と緊密に連携し、子ども達の学力や学習の到達度などを把握し、子どもの状態に応じて学習意欲の向上を図るとともに、学習指導や様々な支援をきめ細かく行います。
- ・子ども達が自ら学習することを基本に据えながら、必要に応じて学習支援員の指導や学習塾を積極的に利用するなど、効果的に学力の向上を図られるようにします。特に、これまで十分な対応ができなかった高校生に対する支援内容の充実に努めます。

②体力の向上

- ・児童の体力の向上を図るため、幼児期から屋外で体を動かしながら楽しく遊ぶ習慣が身に付くように支援します。
- ・学校のクラブ活動や地域のスポーツ少年団などの活動に参加し、指導者の下で日常的にスポーツがきるよう積極的に支援します。

③性教育の推進

- ・「心と体の健康教育」推進チームを作り、児童の発達段階に応じて計画的に性教育や健康教育を実施します。

(3) 進路指導

①進路指導

- ・子ども達が自身の希望に基づき最善の進路を選択できるよう、適切な時期に進路についての話し合いの機会を持ち、希望する進路に関する資料や情報提供、必要なアドバイスを行います。
- ・学校、ハローワーク、商工会議所など関係機関の支援を得て適切な進路指導が行えるようにします。

②進学等の支援

- ・子ども達が能力を伸ばし、将来の可能性を高められるよう、全員が中学校から高等学校又はそれに準じる学校に進学できるよう努めます。
- ・本人の希望に応じて高校から大学等へ進学できるよう、学習支援体制の充実、公的な奨学金や貸付金等の活用、卒園生自立支援金交付要綱に基づく法人独自の支援金の交付など積極的な支援を行います。

③職業指導

- ・職業の選択にあたっては、子ども達が希望する職種の職場見学や職場体験ができるように努め、現場の実情を踏まえたうえで適切な判断を行い、円滑な就職、就労ができるよう支援します。
- ・子ども達の希望に応じて、学校等の理解を得たうえでアルバイトを行うなど就労体験を行えるようにします。

④自立支援

- ・児童が社会に出てから自立して生活していけるよう、本人の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣の確立と併せて豊かな人間性や社会性の育成に努めます。
- ・施設内外での生活訓練を計画的かつ継続的に進め、衣食住にわたる生活能力や金銭管理などの知識、経験を積むなど、円滑に社会に巣立っていけるよう適切な支援を行います。
- ・円滑に社会で自立して生活が始められるよう、高校中退した子どもの措置継続や大学に進学した者の措置延長などを児童相談所と協議のうえ積極的に実施します。

(4) 退所後の支援（アフターケア）

- ・子ども達が卒園後も自立し安定的な生活が営めるよう、これまで関わってきた職員との人間関係を重視しつつ、児童家庭支援センターとも連携して継続的な相談体制を構築するとともに、定期的な状況確認、必要に応じた支援などアフターケアを実施します。
- ・就職やアパートの入居にあたって家族等の保証人がいない場合には、社会福祉協議会の保証人制度を活用します。同制度の要件を満たすことができないなどにより制度が利用できない者を対象に、法人独自の保証人の救済制度を創設します。
- ・施設退所者に対して、各種のイベントへの招待や正月に帰省の案内を行うなど継続的な連携に努め、児童や職員との交流の機会を持つなどの退所後も帰属意識を持てるようにします。

3. 人を思いやる心豊かな人づくり

(1) 社会規範の理解

① コミュニケーションの充実

- ・子ども達が名張養護学園の内外の人に対して気持ちよくあいさつをする習慣が身につけられるよう指導します。
- ・ユニットのミーティングなどの話し合いの機会を設け、子ども達自身が相互に協力してユニットの運営や子ども達同士の約束など様々な問題を自主的に検討、改善していけるようにします。
- ・子どもと職員の信頼関係を醸成するため、子どもと個別に触れ合う機会や話し合いを定期的に持つようにします。

② 社会規範の理解

- ・秩序を守り周囲の人々と調和して社会生活が送れるよう、施設や社会における生活を営む上での規範や守るべきルール、社会常識などを理解できるように指導します。
- ・子ども達の力を信じ、様々な問題を出来る限り主体的に解決していけるよう支援し、子ども達がこうした経験を通じて自己肯定感を高められるようにします。

(2) 心の教育

① 心のケア

- ・子どもの生育歴や特性を理解したうえで適切な養育を行えるよう、日々の生活について情報の共有に努めるとともに、ケース会議を開催するなど、きめ細かな支援に努めます。
- ・子ども達がこれまでの生き立ちを振り返ることにより、自身の人生の物語を作るライフストーリーワークなどをおして、子ども達自身の不安や疑問を整理し、将来を前向きに考えていけるよう支援します。
- ・発達障害など特別な配慮が必要な子ども達の特性を理解し、適切な支援ができるよう、職員の連携体制を充実するとともに知識、技術の向上に努めます。
- ・心理的なケアが必要な子ども達に対して、心理士を中心に心理的な支援を行います。また、他の職員と連携して施設全体で心理的な側面に配慮した支援が進められるようにします。

② 読書習慣

- ・幼児期から良書に親しむとともに、職員との触れ合う機会を持てるよう、ブックスタートを実施します。
- ・子ども達が読書習慣を身につけられるよう、学習室の図書の実、図書館の利用促進、読書ノートの記入など、工夫を重ね取り組みます。

③ 趣味・リクレーション活動

- ・子ども達の情操を育み、楽しく暮らす基礎を築くため、子ども達の興味や趣味に合わせて、様々な活動を自発的に行うことをできる限り支援します。
- ・学校のクラブ活動、外部のサークル活動、子どもの希望に応じた文化やスポーツ等の活動へ参加できるよう支援します。

④他者の尊重・相互扶助

- ・様々な生活体験や人々とのふれあいを通して、他者への感謝や心づかいができるように支援します。
- ・友情を大切にし、幼児や障害児など弱い立場の仲間をはじめ、学校や学園とともに生活する仲間を思いやる心を育みます。
- ・日常生活の中で子ども達の能力に応じた役割分担を行い、力を合わせて生活しやすい環境づくりが進められるようにします。また、学園周辺や朝日公園の清掃など地域に役立つ活動に取り組みます。

(3) 家族との交流・連携

- ・子ども達の支援と併せて、家族への相談支援や関係調整を図るため、家庭支援専門員の体制や取り組みを充実します。
- ・子どもと家族の関係づくりのため、児童相談所と協議のうえ、親子室を活用した子育てや生活訓練等の実施、子どもとの面会、外出、一時帰宅などを積極的に進めます。

4. 地域に根ざし、貢献する施設づくり

(1) 地域交流の促進

①理解の促進

- ・名張養護学園及び児童家庭支援センター「名張」のパンフレットの有効活用など効果的な広報活動を行うとともに、地域住民や関係機関に対して、様々な機会を通じて積極的に情報発信を行います。
- ・フェイスブックを活用するなど、ホームページの内容及び管理方法について必要な改善を図ります。

②地域交流の促進

- ・地域の住民や関係者を招いて、“がくえん祭り”や“クリスマス会”などのイベントを開催するとともに、定期的に映画鑑賞会を実施するなど、地域交流を促進します。
- ・学園の児童と老人ホームの高齢者との将棋大会の開催など、高齢者とのふれあいや交流を促進します。
- ・地域の子ども会活動に積極的に参加、協力するなど、地域との連携を強化します。さらに、名張地区まちづくり推進協議会、民生委員児童委員協議会、学校等との連携を強化し、名張養護学園の事業や施設運営に協力をいただくとともに、地域に根ざした施設として応分の責任を果たせるよう努めます。

(2) 地域貢献

①地域貢献

- ・地域に役立つ福祉施設として学園の地域交流スペースや会議室などの施設や備品などを地域住民に気軽に利用していただけるようにします。
- ・定期的な地域内の清掃活動の実施、花苗の地域への配布など地域の一員として、地域の美化を推進します。

②子ども・家庭支援

- ・児童家庭支援センターの充実を図り、関係機関との連携を強化するとともに適切な役割分担のもとに、さまざまな相談に気軽に応じられるようにします。
- ・地域住民をはじめ関係機関の参加のもとに、子育てや社会福祉に関する公開講座や研修会などを実施し、地域の子育てや教育力の向上に努めます。
- ・子育てに困難を感じている家庭を対象にした子育てサロンを開催し、子どもが楽しく過ごせるようにするとともに、子育てに関する相談や当事者同士の交流を促進します。
- ・一時保護機能の充実を図り、委託一時保護、ショートステイやトワイライト事業の積極的な受け入れを行います。また、制度のはざまにあって公的支援が受けられない児童を対象に法人独自の支援策を検討します。

③里親との協働

- 里親や関係機関と協働して、啓発活動やイベント開催するなど里親に対する理解を促進します。
- 里親に関する各種の事業に参加するとともに、各種のイベントに里親・里子を招待するなど緊密な連携、交流に努めます。
- 里親支援専門員を中心に里親の様々な悩みや相談に応じ、里親が安心して養育できるよう支援します。
- 里親レスパイト事業などに積極的に協力するとともに、里子のためのサロンの開催など支援策の充実について検討します。

5. 人が輝く活力ある職場づくり

(1) 働きやすい職場づくり

①職員体制の充実

- ・ユニットケアの充実を図るために職員体制の充実とユニットを中心とした運営を行うための組織を整備します。同時に、スーパーバイズ体制の充実を図り、職員に対する適切な指導と支援を行えるようにします。
- ・家庭支援専門員の複数配置、地域小規模児童養護施設「若葉」職員体制の充実、ファミリーホームの安定的な運営を図るための職員配置、パート指導員の職務の見直しによる職務能率の向上など、職員体制の強化と適正配置を進めます。

②コミュニケーションの充実

- ・ユニットを中心とした施設運営を円滑に進めるため、各種会議や勤務体系の見直しを行い、効率化を図るなど職員間のコミュニケーションの充実を図ります。
- ・ICTの有効活用などにより、より効率的に各種記録や情報の共有を図れるようにします。
- ・職員間の良好な人間関係を形成するため、定期的なオフサイトミーティングやフリートークの開催、職員間のインフォーマルな交流機会の充実などを進めます。

③労働環境の向上

- ・国県の動向等を踏まえながら、各種手当の改善、給料表とその運用の見直しなど、職員の処遇改善を進めます。
- ・ユニットケアの充実を図るため、職員の意向を反映しながら勤務時間などの見直しを進め、効果・効率的な勤務体制を整備します。
- ・計画的な有給休暇やリフレッシュ休暇を職場ぐるみで推進するなど有休休暇の取得を促進し、実質的な労働時間の短縮に取り組みます。
- ・結婚や出産の経験、家族の介護などが必要になった場合にも働き続けられるような制度や弾力的な勤務形態などを職員参加のもとに検討し、誰もが安心して働き続けられる職場づくりに取り組みます。

(2) 人材の確保、育成

①人材確保

- ・優秀な人材を確保するため、インターネットを活用などにより名張養護学園についての情報を積極的に発信します。
- ・就職フェアなど様々なイベント等に積極的に参加し、職員の募集活動を積極的に展開します。
- ・実習生を積極的に受け入れ、名張養護学園の魅力を実際に体験することを通じて人材の確保が行えるように努めます。

②人材育成

- ・職員が名張養護学園で働くことに使命と誇りを感じられるよう、名張厚生協会や

名張養護学園の歴史を学習するとともに、学園の理念や基本目標を徹底します。

- ・すべての職員をかけがいのない人材として育成していくため、人材育成指針及び職員研修をはじめとする人材育成計画を策定します。
- ・すべての職員が児童福祉のプロフェッショナルとして活躍できるよう自己啓発の支援、計画的な職場研修や施設内研修の充実を図るとともに、施設外の研修に職員を積極的に派遣します。
- ・養育の質の向上を重点目標に、効果的に業務の改善に取り組むため一定のテーマを定め先進地視察や業務研究を実施します。

③目標管理の実施など

職員が明確な目標を定め、意欲とやりがいを持って職務に取り組めるよう目標管理を引き続き実施します。また、職員が業務を通じて能力開発を行えるよう人事考課の実施、各種の資格を取得することを支援するための措置などについて検討を進めます。

(3) 革新的な職場風土の形成

①児童を尊重した施設運営

- ・子ども達の意向を重視した施設運営ができるよう適切な方法によるアンケートを実施し、施設運営に反映します。
- ・コーヒータムなど子ども達との懇談会等を開催し、気軽に意見交換を行うことができる機会を持つとともに、「意見箱」を設置し様々な希望や意見を求め、子ども達の意見をできる限り実現できるように努めます。

②職員提案制度など職員参加の推進

- ・職員が問題意識を持って様々な業務の改善や見直しに取り組めるよう、事業の計画、実施、評価、改善（P D C A）の各段階で職員提案を求めるなど、施設運営や事業推進への職員参加を促進します。
- ・様々な課題を効果的に推進するため、美化、あいさつ、改善提案などの強化月間を定め、職員が一丸となって重点的な取り組みを行えるようにします。

③マネジメント機能の強化

- ・名張養護学園の運営を適正かつ効果的に行うため、職員に対する施設経営の情報開示、経営方針の共有と経営への職員参加の促進、経営会議の充実、適正な計画管理など、マネジメント機能の一層の強化を図ります。
- ・適正施設運営を確保するため、平成 27 年度に実施した第三者評価結果を踏まえて、業務の進め方や内容を見直し、経営品質の向上に努めます。